（医療法施行規則の一部改正）

第四条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第三項第一号中「（外国人にあつては外国人登録証明書の写し）」を削る。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則等の一部改正）

第五条　次に掲げる省令の規定中「（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第四条の四第二項第二号

二　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の二第二項第二号、第一条の二の二の十六第二項第二号、第一条の三第二号、第三条第二号、第十二条第二号、第十九条の四第二号、第十九条の二十四の二第二項第二号、第十九条の二十四の二の十六第二項第二号、第十九条の二十四の十七第二項第二号、第十九条の二十四の三十二第二項第二号、第二十一条第二号、第二十五条の四第二項第二号及び第五十三条第二項第二号

三　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第十七条の二第二項第二号及び第十四条第二号

（引揚者給付金等支給法施行規則の一部改正）

第六条　引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）」を「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）」に改める。

（水道法施行規則の一部改正）

第七条　水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第三項第一号中「（外国人にあつては外国人登録証明書の写し）」を削る。

第十五条の二第一号中「（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

第十八条第二項第二号及び第三十四条第二項第一号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

第五十六条の二第一号中「（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

（調理師法施行規則の一部改正）

第八条　調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し）」に改める。

（老齢福祉年金支給規則の一部改正）

第九条　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「又は外国人登録証明書」を削る。

（薬事法施行規則の一部改正）

第十条　薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百五十九条の七第二項第二号中「外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条の三第二項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第十一条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「国籍」を「国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域」に改め、同項第四号中「第十九条第二項」を「第十九条第二項前段」に改め、同条第二項中「第二条の二第三項」を「第二条の二第三項前段」に改める。

第十一条第一項中「いずれかの」を「各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中長期在留者（以下この条において「中長期在留者」という。）同法第十九条の三に規定する在留カード（次項第一号において「在留カード」という。）

二　中長期在留者以外の外国人　旅券又は在留資格証明書（出入国管理及び難民認定法第二十条第四項に規定する在留資格証明書をいう。次項第二号において同じ。）

第十一条第二項中「出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条第四項に規定する資格外活動許可書又は同令第十九条の三に規定する就労資格証明書」を「次の各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一　中長期在留者　在留カード

二　中長期在留者以外の外国人　旅券、在留資格証明書、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条第四項の規定による資格外活動許可書又は同令第十九条の四第一項に規定する就労資格証明書

様式第三号（表面）中「国籍」の次に「・地域」を加え、同様式（裏面）注意7を次のように改める。

7　表面の記載に当たっては、在留カードを所持する者については①～⑦欄は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①～⑥欄は旅券又は在留資格証明書、⑦欄は旅券、在留資格証明書、資格外活動許可書又は就労資格証明書により確認し、記載すること。

ただし、在留カードを所持しない者については①～⑥欄は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第十五条第二項各号に定める期間については、外国人登録証明書により確認し、記載することもできること。

（製菓衛生師法施行規則の一部改正）

第十二条　製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）」に改める。